

## 坂出市国際交流協会語学講師紹介登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂出市国際交流協会（以下「協会」という。）が紹介する外国語講座等の語学講師（以下「登録講師」という。）の登録および紹介に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 登録講師は、自ら培った知識・経験等を活用し、外国語講座等の語学講師として、活動するものとする。

(紹介事業)

第3条 登録講師の紹介事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 坂出市または公共的団体、協会団体会員からの依頼事業
- (2) 協会会長が必要と認める事業

(登録)

第4条 協会会長は、次に掲げる要件をともに備えている者を、登録講師として登録することができる。

- (1) 協会の事業に対して理解があり、かつ外国語教授に熱意のある者
- (2) 登録講師を希望する者で、協会会長が適当と認める者

(登録の申請)

第5条 登録講師の登録を希望する者は、語学講師紹介登録申込書（様式第1号）を協会会長に提出しなければならない。

(登録の可否)

第6条 協会会長は、前条の規定による語学講師紹介登録申込書が提出されたときは、その内容を審査し、第4条の規定に基づき、登録の可否を決定し、速やかに申請者に対し語学講師紹介登録可否決定通知書（様式第2号）を送付する。

(登録事項の変更・取消の届出)

第7条 登録講師は、登録事項に重要な変更があったとき、または登録を辞退するときは、速やかに語学講師登録事項変更（取消）届（様式第3号）を協会会長に提出しなければならない。

2 協会会長は、前項の提出があったときは、その内容を語学講師登録簿に記載、または削除するものとする。

(登録期間)

第8条 登録講師の登録期間は、原則2年とする。ただし、登録期間の更新は妨げな

い。

(登録の更新)

第9条 登録講師の登録の更新手続きは、第5条の規定を準用する。

(登録の取消)

第10条 協会会長は、登録講師が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 政治、宗教、営利を目的とした行為があったとき。
- (2) 社会的信用を失墜したとき。
- (3) 本人から申し出をしたとき。
- (4) 協会会長が登録講師として不相当と認めたとき。

(登録講師の紹介)

第11条 協会は、坂出市または公共的団体、協会団体会員からの依頼（以下「依頼者」という。）により、登録講師を紹介することができる。

- 2 依頼者は、協会会長に対し、登録講師紹介依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。
- 3 第1項の規定により、登録講師を紹介するときは、次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 協会は、依頼者からの条件を十分に把握し、その条件に合致するすべての登録講師を公平に紹介すること。
  - (2) 依頼者に対し、協会での活動実績等を申し送りすること。
- 4 協会は、登録講師を紹介するときは、登録講師紹介カード（様式第5号）により行うものとする。
- 5 協会は、第1項から前項までの規定による紹介のみを行うものとし、依頼者からの依頼事業の詳細な活動等については、登録講師と依頼者が協議し、決定するものとする。
- 6 第1項の紹介は、協会事務局長が、依頼者に行うものとする。

(登録講師の紹介責任)

第12条 前条の登録講師の紹介について、協会は一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、協会事務局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。